

第4回 長野市福祉有償運送運営協議会の概要

1 開催日時 平成21年9月25日(金)午前10時00分～午前10時38分

2 会議場所 長野市役所第二庁舎10階会議室17

3 出席者

(1) 委員 10人

竹内徳幸・長野市保健福祉部障害福祉課長、菅原幸三・北陸信越運輸局長野運輸支局運輸企画専門官、古沢明雄・長野市身体障害者福祉協会理事長、内山桂次・長野市知的障害者育成会会長、鈴木雅人・NPO 長野県ハンディキャブ連絡会事務局長、松木久芳・長野市社会福祉協議会事務局長、滝川哲也・桜観光タクシー株式会社代表取締役社長、中村良政・長野県タクシー協会副会長、高山正己・長野第一個人タクシー協同組合副理事長、松本文人・全国自動車交通労働組合長野地方連合会副執行委員長

(2) 事務局 8人

障害福祉課

上野静男・課長補佐、小林栄子・課長補佐、佐藤正修・係長、宮本隆志・係長、長野将・係長、湯本高弘・主査

高齢者福祉課

下平嗣・係長、檀ノ原晴美・主査

(3) 案件申請者 2人

松田嘉子・特定非営利活動法人外出介助支援サービス 理事長

挾間孝・特定非営利活動法人ヒューマンネットながの 理事

4 会議次第

(1) 開会

(2) 協議事項

特定非営利活動法人外出介助支援サービスの有効期間の更新登録申請について

特定非営利活動法人ヒューマンネットながのの新規登録申請について

(3) 閉会

5 協議事項

(1) 特定非営利活動法人外出介助支援サービスの有効期間の更新登録申請について
事務局から説明

- ・ 運営要領第2第3項に規定する期間更新登録に必要な書類（資料1 - 1 から資料1 - 4）の説明。
- ・ 資料1 - 2の申請書、資料1 - 3の添付資料については事前に運輸支局で内容を確認していただき整備されたものとなっている。
 - 資料1 - 1 当協議会への協議申請書（申請者は「特定非営利活動法人外出介助支援サービス」松田嘉子理事長）
 - 資料1 - 2 運輸支局への登録申請書の写し（長野市を運送区域とし、当法人は寝台車1台、軽車両の車いす車2台を利用するの事業）
 - 資料1 - 3 期間更新登録申請にあたり添付する書類（福祉処理方針に定める書類）
 - 1．定款・登録事項証明書・役員名簿
 - 2．宣誓書
 - 3．自動車の使用権原を証する書類
 - 4．運転者の就任承諾書・運転免許証写し
 - 5．運行管理の責任者の就任承諾書
 - 6．運行管理の体制等を記載した書類
 - 7．旅客の名簿
 - 8．自動車保険証書等
 - 資料1 - 4 旅客から収受する対価に関する書類
- ・ 資料1 - 3資料中、3．自動車の使用権原を証する書類、4．運転者の就任承諾書・運転免許証写し、7．旅客の名簿、9．自動車保険証書等の写しについてはコピーを配布していない。
- ・ 国土交通省が示している「運営協議会の設置及び運営に関するガイドライン」によれば、本日の協議会では、引き続き申請者が福祉有償運送を行うこと、その場合の対価について協議していただく。移送サービスの概要については申請者から説明していただく。

申請者から説明

- ・ 福祉有償運送について2年前に長野市福祉有償運送運営協議会で御協議いただき、平成19年11月9日付けで運輸支局に登録を行うことができた。
- ・ 新規登録の期間が2年間であり、本年11月8日が期限となることから、今回期間更新登録申請を行うこととなり、協議会での御協議をお願いするもの。
- ・ この2年間事故もなく、利用者からの苦情もなく、会員の移送を行っている。
- ・ 今回の期間更新登録申請については、使用車両、運行体制等、2年前の新規登録時と変更になる部分はない。
- ・ 現在の利用会員数34名、前回の申請から4名増。
- ・ 対価については初乗り2キロメートルまで500円、加算として1キロメートルごと

に 150 円。

- ・平成 20 年度実績は 694 件、本年度 8 月までの件数は 666 件。

事務局補足説明

- ・当法人は 9 月決算であり、10 月から 9 月の 1 年間の実績である。本年度の 666 件は昨年 10 月以降の実績なので、前年と比べ大幅に増えているものではない。

質疑応答及び意見

- ・滝川委員

車いす車両 2 台は軽車両か。具体的な車種は。

- ・申請者

マツダの AZ ワゴンと三菱のミニキャブ。

- ・内山委員

持込の寝台車は。

- ・申請者

ニッサンのキャラバン。何れの車両も前回申請と変わらない。

採決

- ・全委員異議なしにより、「特定非営利活動法人外出介助支援サービス」が福祉有償運送の期間更新登録することについて、協議が調ったものと決定した。

(2) 特定非営利活動法人ヒューマンネットながの の新規登録申請について

事務局から説明

- ・申請者は、長野市内を運送区域として福祉有償運送を行うという点で本協議会では新規案件となるが、既に上田地域を運送区域とする福祉有償運送の登録がされていることから、長野市福祉有償運送運営協議会で協議が調った場合、運輸支局へは運送区域の変更登録の申請となる。
- ・運輸支局への変更登録の申請に必要な書類は、長野市での事業開始が新規であることから、新規登録と同様の内容を記載した書類となっている。
- ・資料 2 - 2 の申請書、資料 2 - 3 の添付書類については事前に運輸支局で内容を確認していただき整備されたものとなっている。
- ・協議に必要な書類（資料 2 - 1 から資料 2 - 4）の説明。

資料 2 - 1 当協議会への協議申請書（申請者は「特定非営利活動法人ヒューマンネットながの」工藤和幸理事長）

資料 2 - 2 運輸支局への変更登録申請書の写し

資料 2 - 3 変更登録申請にあたり添付する書類

- 1．定款・登録事項証明書・役員名簿
- 2．宣誓書

- 3．自動車の使用権原を証する書類
- 4．運転者の就任承諾書・運転免許証写し
- 5．運行管理の責任者の就任承諾書
- 6．運行管理の体制等を記載した書類
- 7．旅客の名簿
- 8．自動車保険証書等

資料2 - 4 旅客から収受する対価に関する書類

- ・資料2 - 3の資料中、3．自動車の使用権限を証する書類、4．運転者の就任承諾書・運転免許証写し、7．旅客の名簿、9．自動車保険証書等の写し、及び、個人情報閲覧同意書については、コピーの配布をしていない。
- ・この案件の申請者が他の福祉有償運送事業者と大きく異なる点として、移送を主とするものではなく、障害者等の付き添いや障害児の放課後の一時預かりといった比較的長時間の支援サービス提供が主であり、そういったサービスの前後に一部移送の部分があることから、自家用車の有償での運送とみなされ、道路運送法に抵触することがないように今回、登録を行うものである。
- ・付き添い・一時預かりのサービスを利用しない、「移送」のみを切り離して行うことはないので、その点を御理解いただいたの御協議をお願いしたい。事業の概要については申請者から説明していただく。

申請者から説明

- ・お手元に配布のパンフレットで団体の説明をさせていただく。
- ・NPO法人を設立して10年になるが、団体の運営には障害を持った当事者も理事として加わっており、地域で自立して暮らせることを最大の目標にしている。
- ・当初はボランティア的な助け合いとして活動していたが、平成15年度の支援費制度開始から事業として行っている。
- ・事務局から説明があったとおり、移送を中心として行ってきたものではなく、必要があれば外出のときに、今で言うところの「移送」を会員同士のサービスとして行ってきた。
- ・上田地区において、丸子中央病院の透析患者の移送を委託されて行ってきたが、これも法律に抵触するおそれがあるので、先に登録をして行っている。
- ・サービスを利用する方が140人近くいる中で約4割が障害児であり、養護学校から下校しても親が働いていて世話ができないなどの場合に、当法人が長野市の障害児自立サポート事業で預かりをしている。信大付属養護学校や長野養護学校から当法人の預かりをする施設まで移送する数キロメートルの部分が有償運送とみなされるという指摘があったことから、今回の登録申請に至った。
- ・長野での拡大は、法人所有が車いす車2台とセダン車両1台。持込み車両は家族の介助用に福祉車両を持っている方の1台とセダン型が12台。セダン型は知的障害者

に限っての使用。

- ・複数乗車については、学校からの移送で利用者が2人乗車することがあるが、1日当たりに平均すると2台である。
- ・料金は上田地区と同額であり、初乗り2キロメートルまでが200円、加算料金は1キロメートル100円で、1キロメートル未満は切り上げ。学校からの移送は複数乗車となるが1回あたり300円。障害児自立サポート事業のプログラムに参加する児童に限っている。
- ・移送のみのサービスは一切行っておらず、あくまでもサービスに付随する移送だけである。

質疑応答及び意見

- ・中村委員
持込みの軽自動車11台とのことだが、運転手の名簿とか免許証などの確認はどのようにしているか。
- ・事務局
運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿に押印していただいている。免許証、車検証、保険証書を確認している。さらに全ての方がヘルパーの資格を持っており、ヘルパーの修了証書が添付されている。
- ・中村委員
保険証書の対人補償は。
- ・事務局
無制限である。
- ・中村委員
乗車する人が健康でないので、運転する人がしっかりしていないと難しい問題である。持込となるとどこまで責任が持てるか心配である。
- ・申請者
持込み車両台数が増えた理由は、特に知的障害者だが、利用者に対しヘルパーの誰もが対応できるわけではないという事情がある。一人の利用者に対し、慣れて対応できるヘルパーは2、3人しかいないため、台数と運転者が多くいる。乗った時から介護のサービスとなる。
- ・菅原委員
運輸支局の立場で申し訳ないが、今回の変更予定の期日が10月1日。書類的にはほぼ整っているが、標準処理期間が1ヶ月となっている中、今月は残り3日しかない。登録証の交付が間に合わない場合は有償運送はできないので、その点を了承していただきたい。なるべく支障がでないように事務を進める。
- ・滝川委員
移送だけではなく、一時預かり・付き添いに付随する一貫のサービスとのことだが、

現実的に、移送だけ行うことはないのか。

- ・申請者

移送だけはしない。そういった要望についてはお断りをした上で、逆に、乗り合いタクシーなどを紹介している。

- ・中村委員

業界の副会長としてだが、セダン 11 台ということで知的障害者や精神障害者がよく知っている運転手だと落ち着いて乗っているというのは理解できる。我々もここにきて減車の問題があり、昨年も 1 割の減車をしたのだが、タクシー業界でも介護輸送や障害児の送迎も行っているので、仕事が減っている中であれば我々にもやらせてほしいので御配慮いただきたい。

- ・竹内会長代理

申請者が利用希望に対応できない場合には、今の御要望にあったことも考えていただきたい。

- ・中村委員

支局の関係になるが、運行管理の責任者は問題ないか。

- ・菅原委員

自家用ということであり、国家資格である運行管理者でなくても教習を修了している方、公安委員会に安全運転管理者と認められている方がいればよく、そういったことも確認しており今回は支障ない。また、事故があった場合は乗用と同じように報告する義務があり、同様に対応していく。

採決

- ・全委員異議なしにより、「特定非営利活動法人ヒューマンネットながの」が福祉有償運送を登録することについて、本協議会は協議が調ったものと決定した。

協議事項終了